国立大学法人東京学芸大学における特定調達契約相談担当者の職位及び事務の範囲に関する要項の一部改正について

改正理由:事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改正理由: 事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(職位及び事務の範囲) 第2条 前条に規定する職員の指定職位及び事務の範囲は、次のとおりとする。	(職位及び事務の範囲) 第2条 前条に規定する職員の指定職位及び事務の範囲は、次のとおりとする。
指 定 職 位 事 務 の 範 囲	指定職位事務の範囲
財務部 <u>経理課長</u> 特定調達契約に関し、苦情の処理に関すること。	財務部契約課長 特定調達契約に関し、苦情の処理に関すること。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成20年4月1日から施行する。	